出産育児一時金の受け取り方について

健康保険では出産時に赤ちゃん一人につき42万円（産科医療補償制度対象外の場合は39万円）が出産育児一時金として支給されます。出産費用に充てることができるため、窓口での支払いは出産費用との差額だけで済みます。

出産育児一時金の受け取り方には、「直接支払制度」と「受取代理制度」があります。どちらの制度に対応しているかは医療機関や分べん施設の規模によって異なりますが、分べん件数が少ないところでは受取代理が採用されることが多くなります。

また、出産後に現金で受け取りたい場合は、窓口で出産費用の全額を支払い、あとで所属人事経由健保組合へ必要書類を添えて支給申請をします。

制度のしくみや手続きの詳細については、医療機関や健保組合へお尋ねください。

出産育児一時金の受け取り方

出産後に現金で受け取りたい

出産費用の支払い

出産費用の全額を医療機関等の窓口で支払います。

↓

所属人事経由健保組合に請求します

出産育児一時金請求書に出産費用明細書と直接支払制度合意文書を添付し、所属人事経由健保組合へ提出します。
後日、健保組合から43万円が支給されます。

出産費用の支払いに充てたい

（医療機関等によってどちらの制度を利用するかが異なりますので、各医療機関等にお問い合わせください）

受取代理制度

出産予定日より2ヵ月以内に所属人事経由健保組合へ出産育児一時金支給申請書（受取代理用）を提出します。

直接支払制度

直接支払制度の利用に関する同意書を医療機関等に提出します。
用紙は医療機関等でもらえます。

↓

出産費用との差額を精算します（42万円又は39万円）

出産育児一時金（42万円又は39万円）と出産費用の差額を窓口で支払います。出産後、出産育児一時金請求書に被保険者が記入するところのみ記入し、出産費用明細書を添付し、所属人事経由健保組合へ提出します。
後日、健保組合から付加金（1万円）が支給されます。
窓口で42万円又は39万円を下回った場合、下回った差額と付加金（1万円）が支給されます。
※添付書類は写しで可